

議案第18号

三朝町地域公共交通協議会条例の一部改正について

次のとおり三朝町地域公共交通協議会条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年3月4日

三朝町長 松浦弘幸

三朝町地域公共交通協議会条例の一部を改正する条例

三朝町地域公共交通協議会条例（平成31年三朝町条例第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(組織) 第3条 協議会は、委員 <u>20人</u> 以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。 (1)～(4) 略 <u>(5) 鳥取県倉吉警察署長又はその指名する者</u> <u>(6)</u> 略 <u>(7)</u> 略 <u>(8)</u> 略 <u>(9)</u> 略 <u>(10)</u> 略	(組織) 第3条 協議会は、委員 <u>15人</u> 以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。 (1)～(4) 略 <u>(5)</u> 略 <u>(6)</u> 略 <u>(7)</u> 略 <u>(8)</u> 略 <u>(9)</u> 略

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。
(委員の任期の特例)
- この条例の施行の日から現に在任する委員の任期満了の日までに新たに委嘱される三朝町地域公共交通協議会の委員の任期は、三朝町地域公共交通協議会条例第4条第1項の規定にかかわらず、現に在任する委員の任期満了の日までとする。